障害福祉サービス事業者等の皆さまへ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

特定接種の登録申請をお願いします

１．特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２８条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のことです。なお、特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

２．登録対象となる事業者は

今回登録を開始するのは、下記の事業です。

サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所

障害分野について、具体的な対象サービスは以下のとおりです。

障害支援区分４以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分２以上）の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所

|  |
| --- |
| 対象サービス |
| 居宅介護 |
| 重度訪問介護 |
| 同行援護 |
| 行動援護 |
| 共同生活援助 |
| 施設入所支援 |
| 福祉型障害児入所施設 |

※登録申請事業者は、業務継続計画を作成していることが要件となります。

※登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。

※なお、実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けた場合においても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありませんので、ご承知おきください。

※現時点において障害支援区分4以上（障害児程度区分2以上）の利用者がいない事業所であっても、将来的に発生する可能性がある場合などは登録することは可能です。

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

３．接種の対象者は

接種の対象となりえるのは、下記の業務に従事している方です。事業所ごとの接種対象者数として、対象業務の従業者数を登録申請書にて申請ください。

４．登録方法は

特定接種の登録を希望する事業者は、特定接種管理システム上で登録申請書に必要事項の入力をお願いします。

＜特定接種管理システム＞

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

＜登録スケジュール＞

○申請受付開始　平成２８年１０月１４日（金）

○申請受付締切　平成２９年１月５日（木）

問い合わせ先

【特定接種管理システム操作、（登録・ログイン方法等）登録対象業務、従業員数、

業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関などに関すること 】

（ヘルプデスク）　　　電話 ：03-5510-3318  
　メール：[tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp](mailto:tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp)